

役員等及び第三者（外部）委員の
報酬等に関する規程

社会福祉法人 わらしな福社会

社会福祉法人わらしな福祉会
役員等及び第三者（外部）委員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第 1 条 この規定は、社会福祉法人社会福祉法人わらしな福祉会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき役員等、及び法人が委嘱する第三者（外部）委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員等とは、理事及び監事及び評議員を役員等という。
- （2）報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 役員等及び第三者（外部）委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に関しては、報酬は支給しない。

- （1）理事 報酬
- （2）監事 報酬
- （3）評議員 報酬
- （4）第三者（外部）委員 報酬

（報酬の額の算定方法）

第 4 条 前条における報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において定める。

- （1）理事報酬 別表第 1 に定めるとおり
- （2）監事報酬 別表第 2 に定めるとおり
- （3）評議員報酬 別表第 3 に定めるとおり
- （4）第三者（外部）委員 報酬 別表 4 に定めるとおり

（報酬の支給方法）

第 5 条 役員等及び第三者（外部）委員に対する報酬の支払い方法及び時期は、次に掲げる

当該各号のとおりとする。

- (1) 理事報酬 別表第1に定めるとおり
- (2) 監事報酬 別表第2に定めるとおり
- (3) 評議員報酬 別表第3に定めるとおり
- (4) 第三者(外部)委員 報酬 別表4に定めるとおり

(費用)

第6条 役員等及び第三者(外部)委員に、会議または法人及び施設の運営の為の業務にあつた場合には、実費弁償費を払うものとし、その費用額は次に掲げる当該各号のとおりとする。

- (1) 理事報酬 別表第1に定めるとおり
- (2) 監事報酬 別表第2に定めるとおり
- (3) 評議員報酬 別表第3に定めるとおり
- (4) 第三者(外部)委員 報酬 別表4に定めるとおり

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等及び第三者(外部)委員が、法人業務の為に出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は実費を支給する。

3 原則として、業務遂行に必要な経費を実費として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

[別表 1]

理事 報酬額及び支給方法及び実費弁償

区分		報酬額	実費弁償	支給日	支給方法
会議等出席	4 時間以内	5,000 円	3,000 円	都度	現金
	4 時間超	7,000 円			
業務報酬	1 日	15,000 円		毎月 20 日締めめの 27 日支給とし、職員給与規程に準ずる	

[別表 2]

監事 報酬額及び支給方法及び実費弁償

区分		報酬額	実費弁償	支給日	支給方法
会議等出席	4 時間以内	5,000 円	3,000 円	都度	現金
	4 時間超	7,000 円			
監査業務等	4 時間以内	5,000 円			
	4 時間超	7,000 円			

[別表 3]

評議員 報酬額及び支給方法及び実費弁償

区分		報酬額	実費弁償	支給日	支給方法
会議等出席	4 時間以内	5,000 円	3,000 円	都度	現金
	4 時間超	7,000 円			

[別表 4]

第三者（外部）委員 報酬額及び支給方法及び実費弁償

区分		報酬額	実費弁償	支給日	支給方法
会議等出席	4 時間以内	5,000 円	3,000 円	都度	現金
	4 時間超	7,000 円			
業務等	4 時間以内	5,000 円			
	4 時間超	7,000 円			

[別表 5]

出張旅費

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	別表 1~4 を適用	実費